

第7章 学生の支援体制

【評価基準】

7-1-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

履修指導においては、適時・継続的に修了に至るまで適切なガイダンスが実施されていること。

【現状説明】

学生が在学期間中に本研究科の課程の履修に専念できるよう、また教育課程上の成果をあげるために、入学時及び継続して次のような履修指導を行っている。

①説明会・ガイダンスによる履修指導

入学時において科目履修等に関する全般的な説明会・ガイダンスを行っている。これに加え、1年生は、各科目の授業レベルを十分に把握せずに履修してしまうこと、なるべく多くの科目を早く履修しようとする事、受験専門校での学習との兼ね合いの問題、社会人における就業時間との調整の問題などがあることから、最初にどのような科目を履修するかを「演習」の担当教員と相談して履修計画をたて、担当教員の了承を得て履修登録を行うこととしている。このように、各学生の目標とする資格や学習レベルに応じた適切な学習ができるよう指導している。

②「演習」を通しての継続的履修指導

「演習」は、財務会計、簿記、管理会計、原価計算、監査、企業法および租税法の各専任教員がその専門領域について総合的かつ継続的に指導するものであり、各セメスタ2単位が必修になっている。

原則として全学生が履修し、より効果的な研究指導を行うために、各専任教員に対して履修生4名前後のクラスで行われる。2012年度より、本人希望を参考にした主任会の調整により演習に所属する学生数は適正になっている。授業開始当初においては、「演習」を通して学生の履修指導を積極的に行っている。また、演習担当教員は、授業時間外も学生の要望があれば演習履修生の履修指導を行っている。

(注) 2017年度後期より、キャリアアップ・コース1.5年及びリカレント・コース1年が設けられており、各セメスタ2単位の演習が必修となっている。

【自己評価】

入学時から在学期間を通して、評価基準に合ったガイダンスを行っていることと評価することができる。

【評価基準】

7-1-2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針7-1-2-1(オフィスアワーが設定されている場合のみ)

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

【現状説明】

本研究科の目的および教育課程上の成果を実現するうえで、教員と学生が十分なコミュニケーションを図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備について、次のような施策を行っている。

①オフィスアワーの設定

学生とのコミュニケーションを推進していくために、専任教員全員にオフィスアワーを設定し、学生の教育研究指導、学習相談などに対応している。本年度は、学生側にオフィスアワー制度の存在を周知徹底するだけでなく、時間外の質問・相談なども研究等に支障がないかぎり各教員とも積極的に対応している。今後も継続して、オフィスアワーの拡充とともにこの制度の意義について学生への徹底を行う。

②「演習」を通しての学習相談・助言

「演習」は原則として4名前後の少人数クラスであり、演習担当教員は履修学生の相談者の役割も担っているので、「演習」の授業ではもとより授業外でも個別的相談や助言を積極的に行っている。特に、成績不良者に対しては、演習担当教員が学期末に面談を行い、その結果が教授会において報告され、教員間で情報の共有と今後の対応について議論している。また、「演習」と「研究指導」又は「リサーチ・ペーパー指導」は原則として同じ教員が担当し、総合的に指導の効果を高めている。

③学生の意見をくみ上げるための制度

学生からの意見や要望は随時教員や大学院事務に申し出ることができるが、制度的に前期及び後期終了時における授業評価アンケートにより把握している。さらに大学院内に投書箱を設置して対応している。なお、学生の個別相談などのため、研究室のある6階と7階フロアーにそれぞれ「相談コーナー」室が設けてある。

【自己評価】

教員と学生とのコミュニケーションについては、評価基準に示されている体制が整備されていると評価できる。

【今後の課題】

投書箱により出される意見等のうち授業内容に関するものについては教授会や担当教科の教員等により対応を検討しているが、意見が教科以外の各般の内容にわたるものがあるため、今後は、投書箱という形式にとらわれずに適切に対応できる体制について検討する必要がある。

【評価基準】

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

【現状説明】

公認会計士試験・税理士試験などに対応した計算能力を高めるためには、継続的な答案練習が必要とされるため、資格取得を目指して受験専門校等を併用している学生も多い。このような学習方法は各自の選択に任せているが、時間的あるいは経済的な負担も生じることから、大学院として可能な範囲で学習支援を行うこととし、資格試験の答案練習に関する課外授業として特別演習講座を開講している。

また、入学までに基礎学力を大学院の授業水準に達するために一日も早く学習をスタートすることが必要である。このために、新入生の入学前の受講を中心に春季講習も実施している。これらのプログラムは助手が担当しており、助手室には助手がほぼ常駐して学生からの個別相談や質問に応じている。

【図表 7-1】 2017 年度 特別演習講座 参照

(1) 特別演習講座

在学生の計算能力を高めるために専任の助手及び外部講師により、年間を通して課外授業として、簿記・原価計算、管理会計・財務会計・租税法・消費税法・企業法の講座の特別演習講座を開講している。簿記と原価計算は、正規の授業では不十分になりがちな問題を解く能力や計算のスピードを養成するために答案練習を行っている。ただ、近時は学生数の減少もあり、受講者が 10 名以下となっている。

なお、公認会計士試験対策として実施している講座（課外の講座）と本研究科の設置理念ないしカリキュラムとの関係は、次のとおりである。

① 本研究科の教育目標は、専門的知識を有し、かつ、人格的、資質的にすぐれた人間を育てることにある。そのために必要なカリキュラムを用意している。なお、そうした教育の結果として、公認会計士、税理士等の資格取得者が増加するのを奨励している。それは、こうしたカリキュラムは、試験対策ではなく、専門的知識の教育であるものの、公認会計士試験合格にも大いに、役にたつカリキュラムになっているものと考えているからである。

② 資格の取得上必要となる試験対策のうち計算等の技術の訓練（答案練習、出題の傾向への対策など）は、本研究科の目的ではないのでカリキュラムとして用意していない。他方、本研究科の学生が物理的に効率的に、費用的にもより安価に、そして、本研究科のカリキュラムに定める教育の阻害にならない程度において、そうした計算技術的訓練をうけることができるのであれば、そうした支援は否定されるべきことでなく、むしろ奨励されるべきことである。そこで、カリキュラム外の講座として、試験対策講座（名称は、「特別演習講座」）を設けている。

(2) 春期講習と実力確認統一テスト

① 2017年度において、授業のない春季休業期間中(2018年2月～3月)に、2018年4月入学予定者に対して財務会計及び管理会計の入門のコースを設けて春季講習会を実施した。その目的は、とくに入学予定者に対して簿記の計算能力を高め、入学までに最低限必要な簿記知識の習得させることにある。この春季講習参加者の入学後の学習意欲や努力は相当に高いことが、その後定期的に行っている統一テストに如実に現れている。ただ、入学者の減少もあり、2018年度入学予定者の受講者は30名であった。

②統一試験の実施

定期的に簿記・会計の統一試験を行ってきた。それにより学生の簿記・会計の能力の現状を把握し、学習指導を行ってきた。とくに統一試験の結果の悪い学生については、演習担当者を通して学習方法の改善や履修科目等の指導を行ってきた。

【自己評価】

特別演習、春季講習、統一テストなど、各種の教育補助を準備し、提供している。したがって、学生の多様なニーズに応じた学習支援体制の整備に努めていると評価することができる。

【今後の課題】

公認会計士試験受験希望者の減少により参加者が10名以下に減少してきている。今後、出席者数の少ない講座については、税理士試験受験希望者等の学生のニーズを踏まえつつ見直しを検討する。

【評価基準】

7-2 生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-2-1-1

授業料減免、奨学金等の多様な措置(各会計大学院における奨学金基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

【現状説明】

(1) 奨学金

本学では、日本学生支援機構奨学金、地方・民間育英団体奨学金の他に、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的とした学内奨学金として、青山学院万代奨学金を貸与している。また、学業成績、人物とも特に優秀と

認められる者に学資金を給付するものとして青山学院大学大学院給付奨学金がある。

①貸与奨学金

種別	利子	貸与月額	貸与期間
青山学院万代奨学金	無利子	85,000円	標準修業年限

これまで貸与希望者は、全員がいずれかの奨学金が採用されている。貸与金額は年間約100万円であるが大学納付金の約6割にとどまり、残り4割と生活費は他で調達しなければならない。なお、日本学生支援機構第一種奨学金は成績優秀者について全額または半額の返還免除制度があり、本研究科として成績優秀者を数名推薦している。

【図表 7-2】 希望者数および採用状況（本研究科専門職学位課程のみ）参照

②給付奨学金

貸与奨学金の他に、返還の必要がない奨学金を設けている。「青山学院大学経済支援給付奨学金」（支給額：年間学費限度/年額）及び「青山学院スカラーシップ」（支給額：15万円～30万円/年額）があり、経済困窮度及びその他の条件により採用が決定する。2017年度は「青山学院スカラーシップ」に3名が採用された。

③青山学院大学学業成績優秀者表彰制度

前年度における学業成績が優秀と認められる者に対して表彰制度を設けている。表彰盾及び副賞として学資金(20万円)が授与される。2017年度は3名が受賞した。

(2)教育ローン

青山学院と銀行が特別に提携し、無担保・低金利・在学期間中の元金返済据置等、一般の教育ローンより有利な条件を設定した「教育ローン」制度がある。学ぶ意志がありながら、経済的理由により就学を断念することのないよう、在学中の経済的な不安を解消し、勉学に専念できるよう配慮した経済支援制度である。このローンは学生と金融機関の直接的な契約であるため、学生の契約状況については本研究科では把握が困難である。

(3) その他の支援

① 保健管理センター、学生相談センター

本学の保健管理センターでは診療・救急処置・医学的諸検査・各種医療機関の紹介、その他学生の状況に応じて相談業務等を行っており、また、学生相談センターでは専門のカウンセラーが常駐して精神面の相談やケアを行ったり、性格検査等の心理テストを行ったりしている。

② ハラスメント防止委員会

学校法人青山学院の組織としてハラスメント防止委員会が設置されており、学則に基づき本研究からも委員が任命されている。

【自己評価】

経済支援については、奨学金希望者は減少している面があるものの、希望者は概ね何らかの奨学金支援を得ることができている。また、健康面のサポート等は大学全体として取り組んでおり、学生支援のための十分な体制を敷いていると考える。

【評価基準】

7-3 障がいのある学生に対する支援

7-3-1

身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制を整備し、支援を行っていること。

解釈指針7-3-1-1

身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫していること。

解釈指針7-3-1-2

身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針7-3-1-3

身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

【現状説明】

本学は、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を実現するため、すべての学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質および能力を十分に発揮させることを目的として学生支援に関する方針を定めており、その中で、障がい学生支援について、次のような方針が公表されている。

- 1) 障がいのある学生が支援を希望し、必要性があると認められた場合、関係各所が連携し、すべての学生が共に学びあうことができるよう可能な支援を行う。
- 2) 障がいの有無に関わらず、安全かつ利用しやすいキャンパスで過ごせるよう、設備環境の整備に努める。
- 3) 障がいのある学生の支援の希望を把握し、すべての教職員・学生と問題意識を共有し、理解を深めるための啓発活動を行う。

授業は主に本研究科専用棟の16号館で行っているが、施設・設備面では、上記の方針のもと、出入口にはスロープ、自動ドアを設け、建物内をバリアフリーにして車椅子の行き来を可能にしており、身障者用のトイレも設置している。また、二基のエレベータにはそれぞれ点字シールを施して館内の環境整備を図っている。現在、本研究科には障がいを持つ学生は在籍していないが、学部では、障がいを持つ受験生、学生に対する様々な支援を既に行っており、今後本研究科に障がいを持つ受験生、学生が出願・入学してきた際には、同様の方法により支援体制をとることが可能である。

【自己評価】

支援の例としては、教室内の車椅子用スペース確保、入学試験・定期試験等における問題等の点訳・墨訳と試験時間の適切な延長、ノートテイクによる授業支援、サポート学生(ボランティア)による授業その他の学生生活支援などを行うことができ、評価基準を満たしていると考えます。

【評価基準】

7-4 職業支援(キャリア支援)

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

【現状説明】

従来、大学院レベルでは就職支援活動は行われていないのが一般的であった。それは、従来の大学院が研究職の育成を目指すものであり、企業等への就職を前提にしていなかったためである。これに対して、本研究科のような専門職大学院は高度な実務家の育成を目指すものであり、専門職大学院と従来の大学院とでは、使命も役割も著しく異なるものである。本研究科で育成を目指しているのは、監査・税務・コンサルティングの分野で活躍する人材、企業・公的機関・公益法人でCFOやCAOとして活躍する人材である。したがって学生をこうした活躍の場に送り出す活動、すなわち、就職支援活動は極めて重要な業務である。また、エクスターンシップ実施も就職先決定の重要な役割を担っている。

(1) 2017年度の進路状況

法務研究科では弁護士資格の取得を目指して、修了者全員が進路を保留している。これに対して本研究科の進路は多様である。公認会計士試験等資格取得希望者、現職継続、就職希望者、進学と進路を大きく4つのグループに分けることができる。

2017年度の41名の修了者の進路状況は、資格取得のための進路保留者7名（公認会計士資格取得希望者2名、税理士資格取得希望者4名、USCPA資格取得希望者1名）、現職継続14名、新規就職14名（監査法人・税理士法人等7名、一般企業7名）、進学者1名、進路未決等が5名であった。

(2) 就職支援活動

学生に対する就職支援活動は、監査法人・会計事務所・税理士事務所、一般企業の2つのパターンに分けて行っている。

① 監査法人・会計事務所・税理士事務所就職希望者への就職支援活動

公認会計士を目指して学習している学生に対しては、主として演習における個別指導を行っている。また、3月に開催しているエクスターンシップ受入先の監査法人・会計事務所のオリエンテーションも、就職先決定の重要な情報源となっている。

② 一般企業就職希望者

専門職大学院としての就職支援としては、入学時から一般企業への就職を希望する学生が少なからずいることから、これまで、演習による個別指導やガイダンス等を実施している。

また、本学では専門職大学院独自の就職支援担当者が置かれていないが、本部進路・就職センターに専門職大学院の就職支援も職務に加えてもらっており、このことにより、専門職大学院の学生も、個別相談、求人情報、企業セミナーなど

といった就職支援活動を受けることができるようになっている。とくに学部学生とは別に、大学院生専門の各種セミナー等を多数開設している。また、オリジナルWebサイト就職支援システムによる求人情報や、内定実績を自宅パソコンからも入手できるようになっている。

【自己評価】

本研究科による就職等の支援の内容は、全般的には評価基準を満たしていると考えられる。

ここ数年は公認会計士試験の合格者に関しては、その就職状況は良好でありまったく問題がない。また、一般企業就職者に関しても、入学時からの就職希望者の場合はほぼ就職ができている。資格試験の勉強から一般企業への就職希望に変わる場合も学内の就職支援の利用を促しているところであり、加えて、修了後についても可能な限り支援を提供している。

【今後の課題】

- ① 資格の取得を目指して進路を保留している修了生のすべてが資格を取得できるわけではないため、修了後も支援を提供することとしているが、修了生の動向については演習担当教員や同窓会組織を通じて把握するよう努めているものの、必ずしも十分とは言えない。この点は教員及び校友会（修了生OB会）等を通じて把握する努力を行う必要がある。
- ② 一般企業就職希望者の修了後の対応（資格試験を断念して一般企業就職希望者も含む）について、企業側も新卒対象とする期間を延ばしている等の状況も踏まえ、大学全体としての卒業者への支援を考慮していくことが重要となっていくと考えられる。
- ③ 公認会計士試験あるいは税理士試験における学位取得による科目試験一部免除者に対する就職支援活動も可能な範囲で対応していく必要がある。その際、大学院修了後の選択肢としてリカレントとしての新たな入学方式の導入を進めており、同窓会組織を通じての修了生への情報発信等を拡充していく必要がある。